

変形労働時間制を活用して、総労働時間の短縮化と従業員の満足度向上に取り組んでみましょう

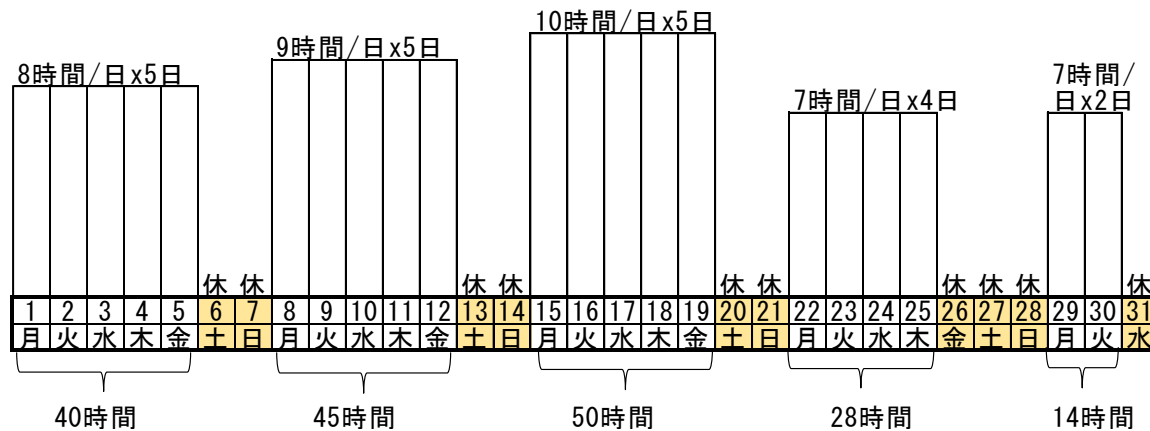
玉島商工会議所 労働保険事務組合

★ 1 か月単位の変形労働時間制

1か月以内の一定期間を平均し、1週間の労働時間の平均が法定労働時間〔40(44)時間〕を超えなければ、特定の週や日に法定労働時間(週40時間/1日8時間)を超えて労働させることができる。

1 か月単位の変形労働時間制 例

法定労働時間が40時間の事業→1か月(暦日31日)の総枠は177.1時間以内となる。



合計177時間

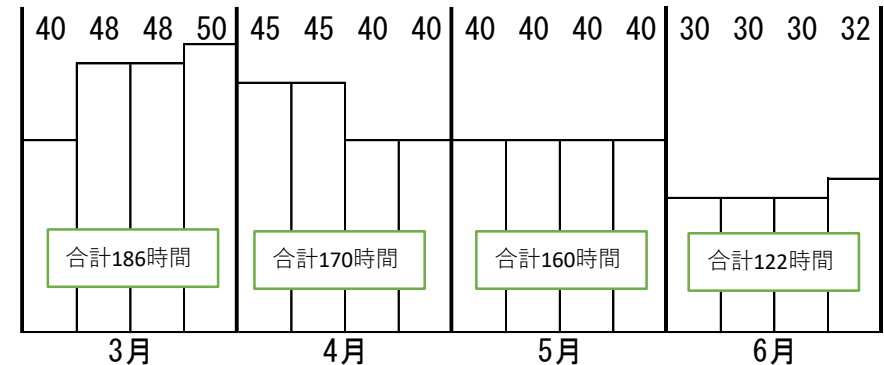
シフトの総枠に収まっている範囲内であれば、割増賃金を支払う必要なし。

★ 1 年単位の変形労働時間制

1 か月を超えて1年以内の一定期間を平均し、1週間の労働時間の平均が40時間を超えなければ、特定の週や日に法定労働時間(週40時間/1日8時間)を超えて労働させることができる。

イメージ例(1か月は単純に4週間ではないですが…)

数字は各週の労働時間



3月、4月が繁忙期、6月は閑散期となる事業所の例。

3月、4月の各一部の週や日に、法定労働時間(週40時間、1日8時間)を超えて労働させ、代わりに6月の勤務時間等を減らす。
この4か月間の、1週間の労働時間の平均は39.9時間となる。

★フレックスタイム制 ★1週間単位の非定型的変形労働時間制(業種・規模限定)もあります。
いずれも導入には詳細な要件があります。まずはご相談ください。